

令和6年度市民税・県民税特別徴収税額通知書について

◆市・県民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)について

市・県民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)は事業所様に通知する税額通知書です。受取方法について、法令改正により、令和6年度から「電子(副本)」が廃止され、「電子(正本)」か「書面」のいずれかとなっていますのでご注意ください。

㊦ 受取方法が【電子データ】の事業所様

給与支払報告書を提出する際、受取方法を【電子データ】と選択した事業所様については、税額通知が eLTAX に格納されています。設定されたメールアドレスに税額通知を確認するための保護キーを送付しておりますので、ご確認ください。

㊧ 受取方法が【書面】の事業所様

給与支払報告書を提出する際、受取方法を【書面】と選択した、または紙や光ディスクで提出した事業所様については、税額通知書を郵送にて通知します。

今回の通知書は **1月31日まで**に受理した給与支払報告書、**4月19日まで**に受理した給与所得者異動届出書等の内容をもとに作成しております。これ以降に受理した給与支払報告書や給与所得者異動届出書等は、6月中旬発送以降の税額変更通知書に反映されます。

また、今回の通知に確定申告等の内容が反映されていない場合があります。特別徴収税額に変更があった場合は、税額変更通知書を送付いたします。

◆市・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)について

市・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)は従業員様に通知する税額通知書です。受取方法について、法令改正により、令和6年度から紙媒体の送付から、電子での通知が可能となりました。

※電子と紙のいずれの場合も通知書は再発行することができませんのでご注意ください。

㊦ 受取方法が【電子データ】の事業所様

「電子データを eLTAX で受け取る」と選択された事業所様については、eLTAX に格納された通知書ファイル(ZIP ファイル)とパスワード確認方法の案内ファイル(PDF ファイル)をダウンロードし、各納税義務者(従業員様)へ通知してください。なお、システム処理の集中等により市・県民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)よりも遅れて届く場合がありますので予めご了承ください。

㊧ 受取方法が【書面】の事業所様

「書面を郵送で受け取る」と選択された事業所様については、同封の圧着用紙の【紙(正本)】媒体で郵送しております。5月末日までに各納税義務者(従業員の方)にお渡しください。

◆市・県民税特別徴収税額通知(特別徴収義務者用及び納税義務者用)の受取方法を変更したい場合

年度の途中で、受取方法を変更したい場合は、「特別徴収税額通知受取方法変更申出書」を提出してください。申出書は、越前市のホームページからダウンロードできます。

※なお、受取方法を変更できるのは変更申出書が提出された月の翌月分からです。すでに送付された税額通知書については、変更後の受取方法で再発行はできませんのでご注意ください。

◆納付について

6月分の特別徴収税額は7月10日が納期限です。特別徴収税額が変更となった場合は、今回送付した納付書の金額を訂正してご納入ください。変更の都度、納付書は送付いたしません。納付書の金額訂正方法は、「特別徴収のしおり」5ページをご確認ください。

◆特別徴収対象者に異動(追加・退職等)がある場合

以下の届出書を速やかにご提出ください。

特別徴収者を追加したい場合・・・特別徴収への切替申請書(特別徴収のしおり P11)

退職・休職者等がいる場合・・・給与所得者異動届出書(特別徴収のしおり P12)

【追加の場合】

- ・4/20～5/17までに受け付けた「特別徴収への切替申請書」は、6月中旬に変更通知書を送付します。
その際の特徴開始月は「7月」からになります。
 - ・5/18～6/30までに受け付けた「特別徴収への切替申請書」は、7月中旬に変更通知書を送付します。
その際の特徴開始月は「8月」からになります。
- ※7月から開始を希望する場合は備考欄にその旨を記載してください。

【退職等の場合】

- ・4/20～5/17までに受け付けた「給与所得者異動届出書」は、6月中旬に変更通知書を送付します。
- ・5/18～6/30までに受け付けた「給与所得者異動届出書」は、7月中旬に変更通知書を送付します。

【特別徴収に関する詳細は、同封の「特別徴収のしおり」に記載してありますので、必ずご一読ください。】

また、各種様式は越前市ホームページからダウンロード可能です。申請書等は郵送または税務課窓口にてご提出いただくか、eLTAXによる電子申請をご利用ください。

<https://www.city.echizen.lg.jp/office/010/050/tokutyo.html>

◆定額減税について

令和6年度税制改正により令和6年度分の市民税・県民税において定額減税が実施されます。

同封チラシの通り、従業員様にもご周知いただきますようご協力の程よろしくお願い致します。

◇給与からの特別徴収の方法

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額を令和6年7月～令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。※定額減税の対象外となる人は、従来通り令和6年6月分から徴収します。

徴収月および徴収額については、市・県民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。



(問合せ先)

越前市税務課 市民税グループ

TEL:0778-22-3014